

第8回福井県障がい者スポーツ大会実施要綱

1 目 的

スポーツを通して障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するとともに、障がい者に対する社会意識の啓発、障がい者スポーツの一層の発展を図ることを目的とする。

2 大会名

第8回福井県障がい者スポーツ大会

3 主 催

福井県

4 共 催（予定）

福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市

5 主 管

しあわせ福井スポーツ協会

6 後 援（予定）

（福）福井県社会福祉協議会、福井県市長会、福井県町村会

7 実施競技、開催期日および会場

会 式 / 実施競技		開 催 期 日	会 場 名
総合開会式		平成30年6月10日（日）	福井県営陸上競技場
オ ー プ ン 競 技	玉入れ・パン食い競争	平成30年6月10日（日）	福井市ちもり体育館
	卓球バレー	平成30年6月10日（日）	
	車いすテニス	平成30年6月10日（日）	鯖江市広域西番 スポーツセンターテニスコート
	ゲートボール	平成30年6月10日（日）	すこやかドーム
バレーボール （精神障がい者の部） （精神障がい者交流会の部）		平成30年12月2日（日）	清水中学校体育館

8 大会参加予定選手数

約700人

9 競技規則

- （1） バレーボール（精神障がい者の部）は、平成30年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）に準じて行うものとする。そのほか、競技要領のとおりとする。
- （2） オープン競技およびバレーボール（精神障がい者交流会の部）は、競技要領のとおりとする。
- （3） 参加できる競技数の制限は設けない。

10 参加資格

- (1) バレーボール出場選手は次の全ての条件を満たす者とする。
 - (ア) 平成30年4月1日現在で13歳以上である精神障がい者
 - (イ) 精神障がい者は、精神保健および精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいはその取得の対象に準ずる障がいのある者
 - (ウ) 福井県内に在住（施設入所を含む）、在勤、在学している者。なお、大会に出場することにより、身体状況の悪化が予測される者は出場できない。
- (2) オープン競技出場選手については、別に定める。

11 参加申込

- (1) 参加希望者は、定められた様式により、特別支援学校、施設または市町障がい者福祉担当課等を通じて申し込む。
- (2) 参加申込書の提出を受けた特別支援学校、施設または市町障がい者福祉担当課等は、記載事項に不備がないかを確認し、事務連絡表を作成のうえ、オープン競技は平成30年3月10日（土）から平成30年4月13日（金）まで、バレーボールは平成30年9月10日（月）から平成30年10月20日（土）までに提出する。
- (3) 申し込み後の変更は、原則として認めない。

12 健康・安全管理

健康・安全管理については、選手または申込者が十分配慮すること。
主催者においては、大会当日の突発的な怪我や疾病についての応急の処置のみを行い、その後の責任は負わない。

13 参加費用

参加費は無料とする。
ただし、原則として食費・交通費等は参加者の負担とし、団体のバス利用補助については別に定める。

14 表彰

バレーボールの優勝チームに表彰状を授与する。

15 全国障害者スポーツ大会

バレーボール（精神障がい者の部）の優勝チームについては、第19回全国障害者スポーツ大会北信越・東海ブロック予選会（平成31年度）への出場資格を得る。

16 その他

この要綱に記載のない事項については、その都度大会事務局において決定する。
例年開催している個人競技6競技は、「第18回全国障害者スポーツ大会（福井しあわせ元気大会）プレ大会」として別に定める。